流山市保育料徴収規則の改正(案)に係るパブリックコメント実施要領

## 1 件 名

流山市保育料徴収規則の改正(案)についての意見等の募集

#### 2 目 的

この要領は、平成27年4月1日から「子ども・子育て新制度」が スタートすることに伴い、流山市保育料徴収規則を改正するに当たり、 流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く その案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的 かつ総合的に検討して、規則改正に係る意思決定を行うとともに、提 出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

## 3 趣 旨

「子ども・子育て新制度」における利用者負担額(以下「保育料」という。)は、子ども子育て支援法第27条第3項第2号により、政令で定める額を限度として市町村が定めることとされていることから、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、流山市の保育料(案)を定めるため、流山市保育料徴収規則を改正することとしました。

- \* 政令は、国の予算編成に伴い公布される予定です。現時点では、国は保育料をイメージとして公表していますが、政令も当該イメージで示した額を採用すると想定しています(政令で定める額がイメージ額を変更した場合には、修正が生じる場合があります。)。
- \* 改正案では、「子ども・子育て新制度」により施設給付型へ移行する 幼稚園(認定子ども園幼稚園機能を含む)の保育料も定めます。
- \* 市内の私立幼稚園10園は、平成27年4月1日には、施設給付型へ移行しないため、平成26年度と同様に、保育料は各園が定める額を各園へ納めていただきます。
- \* 公立幼稚園は、平成26年度と同様の保育料を納めていただきます。

## 4 内容

子ども・子育て支援新制度における保育料について

## (1) 保育料の構造(国の考え方)

- ① 幼稚園(1号認定子ども)
  - ・新制度で施設型給付型に移行した幼稚園の保育料については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担) こととされており、現行の幼稚園の保育料水準を基に、国が 定める基準を限度額として、実施主体である市町村が定める こととされています。
  - ・国が定める基準は、保育料の全国平均額から就園奨励補助金を控除した金額で利用者負担(保育料)が設定されています。
  - ・多子世帯については、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、国の定める基準では最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円となります。

(国が示したイメージ(案))

## 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

#### ・現行の利用者負担の水準を基本。

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯		<b>0</b> 円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含 む)	~270万円	9, 100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211, 201円以上	680万円~	25.700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0.円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得 割非課税世帯含む)	9, 100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25, 700円

## ② 保育所(2号·3号)

- ・保育所の保育料は、現行制度と同様に世帯の所得の状況その 他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、 国が定める基準を限度額として、実施主体である市町村が定 めることとされています。
- ・新制度では保育所の保育料を決定する算定根拠となる税額は、 所得税額から市民税額へ変更されます。
- ・保育料は保育標準時間と保育短時間に区分され、保育短時間 の保育料は保育標準時間の▲1.7%を設定しています。
- ・多子世帯については、小学校就学前の範囲において、国の定める基準では保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円となります。

(国が示したイメージ(案))

#### 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての 位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7 兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯		0円
②市町村民税 非課税世帯	~260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	~330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	~470万円	27,000円
(5)所得税額 103,000円未満	~640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1130万円	77.000円
8所得税額 734,000円以上	1130万円~	101,000円



# (2) 子ども・子育て支援新制度における流山市の保育料の考え方

## 新制度の保育料(案) 別紙のとおり

- ① 基本的な考え方
- ア 幼稚園(施設給付型幼稚園・認定子ども園幼稚園機能を含む)
  - ・国の政令で定める額から流山市私立幼稚園園児補助金(平成 26年度における同補助金は、本市に住民登録のある児童が市 内外に関わらず私立幼稚園に在籍している場合に支給してい ます。)相当額を減額した額を基本とします。
  - ・給食費については、新制度の施設型給付に移行しない私立幼稚園利用者との整合性を考慮して、私立幼稚園の実費徴収とします。
  - イ 保育所(地域型保育事業・認定子ども園保育所機能を含む)
  - ・所得階層区分の税額を市民税額とします。
  - ・現行制度の保育料の水準を基本とします(応能負担)。ただし、 所得税額(累進課税)から市民税額(一律課税)へ移行する ため、所得の高い世帯の階層区分を2階層圧縮しています。
  - ・保育標準時間と保育短時間の保育料の差額は、国と同様に ▲ 1.7%とします。
  - ・認定区分(2号・3号給付)ごとに、施設・事業の種類を問わず、同一の料金表とします。
  - ・2号認定の主食代については、国の考え方に従うと、利用者 負担額とは別に徴収する必要がありますが、子育て世帯への 配慮から徴収しないこととします。

### 4 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

## 5 意見等募集期間

平成26年11月26日(水)から平成26年12月25日(木) 必着

## 6 公表方法及び閲覧場所

保育課、情報公開コーナー、各幼稚園、各保育所(園)、各出張所、各公民館、各図書館、各児童館・児童センター、市民活動推進センター、市ホームページで閲覧できます。

#### 7 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、または直接書面を持参下さい。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

## 8 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 子ども家庭部 保育課

電話 04 (7150) 6124

FAX 04 (7158) 6696

電子メール hoiku@city.nagareyama.chiba.jp